## 長与町国民保護計画の一部変更について

年次データ等の更新により、長与町国民保護計画の一部を変更したので、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第35条第8項の規定により準用する同条第6項の規定に基づき報告します。

平成30年 6月 5日

長与町長 吉田慎一

# 長与町国民保護計画変更

新旧対照表

		現	. 行 計 画 の 編 章
頁	編	章	
18	1	4	- (2)気候 -
			現行計画

#### (2) 気候

本町の北部に大村湾があるが、この大村湾の影響を受けて比較的寒暖の差が少なく、年平均気温は約 17℃で一般的に温和な気候である。風は冬季の北西の季節風をまともに受けるが、特に台風期を除いては穏やかで、年間を通じて平均 2.2m程度の風速にすぎない。

本町の四季の移り変わりをみると、2月下旬から3月になると移動性高気圧と低気圧が交互に九州を通過するようになり、天候も周期的に変わり、3月下旬にはいわゆる三寒四温の気候を示す。

春が過ぎ、6月になると梅雨シーズンが始まる。

梅雨があけると一足飛びに夏となり、毎日炎天が続き、最高気温は 35℃を超える こともしばしばある。 7、8、9月は台風時期となり、年によっては大きな被害を 被ることがある。

10月になると天気は周期的に変化するようになり、晴天が多くなる。

10月下旬ともなると早朝の冷え込みも強く、11月に入ると初霜が降りる。やがて秋の好天も終わりごろになると西高東低の冬型気圧配置となり、曇りの日が多く、あられやにわか雪が多くなって日本海側気候となる。しかし、積雪が 20 cmを越えることは極めてまれである。

降水量の年変化は、6、7月の梅雨期と9月の台風、秋の長雨の時期に2回の頂点がある。平成23年から平成27年までの月別降水量をみると次表のとおりである。

#### 月別降水量(mm)

#### (資料:長崎地方気象台)

月	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平均値
1	8.5	24.0	37.5	30.0	119.0	64.0
2	35.5	136.0	148.5	106.0	40.0	85.7
3	61.0	187.5	91.5	154.5	182.0	132.0
4	81.0	144.0	148.5	114.0	248.5	151.3
5	211.5	52.5	126.0	113.5	168.5	179.3
6	788.5	637.0	224.0	226.5	456.5	314.6
7	162.5	222.5	10.5	417.5	310.0	314.4
8	335.5	118.5	198.5	483.0	412.5	195.4
9	118.0	212.5	160.0	159.5	180.0	188.8
10	124.0	108.5	249.5	129.5	59.0	85.8
11	214.0	168.0	210.5	61.0	112.5	85.6
12	29.0	124.5	78.5	138.5	103.5	60.8
年	2,169.0	2,135.5	1,683.5	2,133.5	2,392.0	1,857.7

数値の更新

変 更 後

#### (2) 気候

本町の北部に大村湾があるが、この大村湾の影響を受けて比較的寒暖の差が少なく、年平均気温は約 17℃で一般的に温和な気候である。風は冬季の北西の季節風をまともに受けるが、特に台風期を除いては穏やかで、年間を通じて平均 2.2m程度の風速にすぎない。

本町の四季の移り変わりをみると、2月下旬から3月になると移動性高気圧と低気圧が交互に九州を通過するようになり、天候も周期的に変わり、3月下旬にはいわゆる三寒四温の気候を示す。

春が過ぎ、6月になると梅雨シーズンが始まる。

梅雨があけると一足飛びに夏となり、毎日炎天が続き、最高気温は 35℃を超えることもしばしばある。 7、8、9月は台風時期となり、年によっては大きな被害を被ることがある。

10月になると天気は周期的に変化するようになり、晴天が多くなる。

10月下旬ともなると早朝の冷え込みも強く、11月に入ると初霜が降りる。やがて秋の好天も終わりごろになると西高東低の冬型気圧配置となり、曇りの日が多く、あられやにわか雪が多くなって日本海側気候となる。しかし、積雪が 20 cmを越えることは極めてまれである。

降水量の年変化は、6、7月の梅雨期と9月の台風、秋の長雨の時期に2回の頂点がある。平成24年から平成28年までの月別降水量をみると次表のとおりである。

#### 月別降水量(mm)

(資料:長崎地方気象台)

月	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平均值
1	24.0	37.5	30.0	119.0	95.5	64.0
2	136.0	148.5	106.0	40.0	77.0	85.7
3	187.5	91.5	154.5	182.0	82.0	132.0
4	144.0	148.5	114.0	248.5	208.0	151.3
5	52.5	126.0	113.5	168.5	287.5	179.3
6	637.0	224.0	226.5	456.5	620.0	314.6
7	222.5	10.5	417.5	310.0	178.5	314.4
8	118.5	198.5	483.0	412.5	34.5	195.4
9	212.5	160.0	159.5	180.0	311.0	188.8
10	108.5	249.5	129.5	59.0	207.0	85.8
11	168.0	210.5	61.0	112.5	107.0	85.6
12	124.5	78.5	138.5	103.5	84.0	60.8
年	2,135.5	1,683.5	2,133.5	2,392.0	2,292.0	1,857.7

平均値は1981年から2010年の30年間の平均値

		現	行	計	画	0)	編	章
頁	編	章	(-)	<i> 1</i>				
19	1	4	(2)	気候				
			Ę	見行	j į	it i	画	

日別降水量の記録では、昭和 57 年 7 月 23 日の 475 mmがこれまでの最高で、 時間最大雨量 (19:00~20:00) が 187 mmでわが国観測史上第 1 位の驚異的降水量を 記録している。

風は、特に台風期を除いてはだいたい穏やかで、年間平均 2.2mにすぎない。 北西の季節風の最盛期は 12 月下旬から 3 月上旬までである。また、3 月中旬の黄砂の訪れとともに足早に春がやってくる。

平年の梅雨入りは6月5日頃、梅雨明けは7月18日頃で、この間に年間降水量のおよそ37%にあたる750 mm余りの雨が降る。もっとも、この入梅も出梅も年によってはかなりの遅速があるし、降水量もかなりの変動がある。

しかし、年間でもっとも大雨が降りやすいのがこの時期で、特に集中豪雨に よる大きな災害は、その多くが梅雨末期に発生している。その典型的な例が、昭和 57年の長崎大水害である。

冬から早春にかけては、100 mmを超えるような大雨はほとんどないが、4月から 10 月までは低気圧の接近・通過により大雨が降ることがある。このように大雨をもたらす低気圧は、顕著な前線を伴っていることが多い。

8月には台風くずれの低気圧が東北地方あたりに去ったあと、その中心から南西に延びる前線が本県を通過する際、雷を伴った強雨を降らすことがあるため注意を要する。

長崎県を中心として九州北部付近を通過し、県内のどこかに災害をもたらした台風は、主に7、8、9月の3ヶ月に襲来している。しかし、実際に被害を見るのは1年に1~3個となっている。

過去10年間の気象観測記録(年別値) (資料:長崎地方気象台)

年	気温(℃)		平均相対湿	平均風速	降水量	日照時間	
	平均	最高	最低	(%)	(m/s)	(mm)	(h)
18	17.5	35.2	-1.2	69	2.4	2,535.0	1,852.6
19	18.0	34.8	-1.4	65	2.3	1,464.0	1,946.6
20	17.3	35.1	-0.8	67	2.2	1,840.0	1,876.8
21	17.4	36.5	-1.2	68	2.3	1,801.0	1,900.2
22	17.5	35.0	-0.8	70	2.3	1,897.5	1,755.5
23	17.0	36.1	-2.3	71	2.3	2,169.0	1,726.0
24	16.9	36.8	-3.0	73	2.3	2,135.5	1,711.1
25	17.5	37.7	-1.6	71	2.3	1,683.5	2,018.1
26	17.0	36.2	-0.7	71	2.3	2,133.5	1,761.0
27	17.3	35.9	0.0	73	2.2	2,392.0	1,754.2

数値の更新

#### 変 更 後

日別降水量の記録では、昭和 57 年 7 月 23 日の 475 mmがこれまでの最高で、時間最大雨量 (19:00~20:00) が 187 mmでわが国観測史上第 1 位の驚異的降水量を記録している。

風は、特に台風期を除いてはだいたい穏やかで、年間平均 2.2mにすぎない。 北西の季節風の最盛期は 12 月下旬から 3 月上旬までである。また、3 月中旬の黄砂の訪れとともに足早に春がやってくる。

平年の梅雨入りは6月5日頃、梅雨明けは7月18日頃で、この間に年間降水量のおよそ37%にあたる750 mm余りの雨が降る。もっとも、この入梅も出梅も年によってはかなりの遅速があるし、降水量もかなりの変動がある。

しかし、年間でもっとも大雨が降りやすいのがこの時期で、特に集中豪雨による大きな災害は、その多くが梅雨末期に発生している。その典型的な例が、昭和57年の長崎大水害である。

冬から早春にかけては、100 mmを超えるような大雨はほとんどないが、4月から 10 月までは低気圧の接近・通過により大雨が降ることがある。このように大雨をもたらす低気圧は、顕著な前線を伴っていることが多い。

8月には台風くずれの低気圧が東北地方あたりに去ったあと、その中心から南西に延びる前線が本県を通過する際、雷を伴った強雨を降らすことがあるため注意を要する。

長崎県を中心として九州北部付近を通過し、県内のどこかに災害をもたらした台風は、主に7、8、9月の3ヶ月に襲来している。しかし、実際に被害を見るのは1年に1~3個となっている。

過去10年間の気象観測記録(年別値) (資料:長崎地方気象台)

年		ā温(℃	)	平均相対湿 平均風速 降水量			日照時間
+	平均 最高 最低		(%)	(m/s)	(mm)	(h)	
19	18.0	34.8	-1.4	65	2.3	1,464.0	1,946.6
20	17.3	35.1	-0.8	67	2.2	1,840.0	1,876.8
21	17.4	36.5	-1.2	68	2.3	1,801.0	1,900.2
22	17.5	35.0	-0.8	70	2.3	1,897.5	1,755.5
23	17.0	36.1	-2.3	71	2.3	2,169.0	1,726.0
24	16.9	36.8	-3.0	73	2.3	2,135.5	1,711.1
25	17.5	37.7	-1.6	71	2.3	1,683.5	2,018.1
26	17.0	36.2	-0.7	71	2.3	2,133.5	1,761.0
27	17.3	35.9	0.0	73	2.2	2,392.0	1,754.2
28	18.1	37.1	-4.4	75	2.3	2,293.0	1,782.4

		現	行計画の編章					
頁	編	章						
20	1	4	(2)気候 (3)人口分布					
	現行計画							

## (2) 気候

## 平成27年の気象観測記録(月別値) (資料:長崎地方気象台)

月	Ē	表温(℃)	)	平均相対湿	平均風速	降水重	日照時間
л	平均	最高	最低	(%)	(m/s)	(mm)	(h)
1	7.9	16.3	0.0	67	2.2	119.0	124.4
2	7.6	15.0	0.2	65	2.4	40.0	99.0
3	11.1	24.0	1.7	64	2.5	182.0	180.8
4	16.5	26.7	8.5	72	2.7	248.5	143.2
5	19.9	28.1	12.1	74	2.1	168.5	201.5
6	21.7	28.9	15.0	87	1.9	456.5	82.0
7	25.7	34.7	19.0	83	2.4	31 0.0	125.2
8	26.8	35.9	21.0	81	2.1	412.5	205.8
9	23.6	31.5	17.6	75	2.3	180.0	173.7
10	19.3	27.7	11.1	65	2.2	59.0	220.2
11	16.4	25.3	4.7	77	1.9	112.5	89.7
12	10.6	18.4	0.9	71	2.0	1 03.5	108.7

## (3) 人口分布

#### 住民基本台帳人口

(資料:住民環境課 調)

F. ()	111 +++ 4/4		人口		1世帯あたり	年平均
区分	世帯数	総数(人)	男(人)	女(人)	人員(人)	増加率(%)
昭和35年度	2,129	11,287	5,345	5,942	5.30	-
40	2,637	12,370	6,100	6,270	4.69	3.4
45	3,380	14,371	6,984	7,387	4.25	1.9
50	5,124	19,886	9,712	10,174	3.88	11.1
55	8,005	29,356	14,398	14,958	3.67	3.3
60	8,973	31,296	15,199	16,097	3.49	1.6
平成2年度	10,158	33,735	16,319	17,416	3.32	0.2
7	11,664	36,169	17,299	18,870	3.10	2.7
8	12,293	37,701	18,046	19,655	3.07	4.2
9	12,689	38,418	18,444	19,974	3.03	1.9
10	13,140	39,387	18,946	20,441	3.00	2.5
11	13,605	40,298	19,346	20,952	2.96	2.3
12	14,015	41,076	19,761	21,315	2.93	1.9
13	14,412	41,808	20,063	21,745	2.90	1.8
14	14,740	42,343	20,327	22,016	2.87	1.3
15	14,950	42,723	20,511	22,212	2.86	0.9
16	15,068	42,728	20,512	22,216	2.84	0.0
17	15,182	42,568	20,387	22,181	2.80	△0.4
18	15,248	42,184	20,157	22,027	2.77	△0.9
19	15,478	42,207	20,127	22,080	2.73	0.1
20	15,651	42,260	20,179	22,081	2.70	0.1
21	15,909	42,528	20,281	22,247	2.67	0.6
22	16,100	42,605	20,343	22,262	2.65	0.2
23	16,283	42,462	20,267	22,195	2.61	△0.3
24	16,397	42,397	20,242	22,155	2.59	△0.2
25	16,511	42,241	20,176	22,065	2.56	△0.4
26	16,649	42,340	20,205	22,135	2.54	0.2
27	16,872	42,418	20,280	22,138	2.51	0.2

数値の更新

変 更 後

### (2) 気候

平成28年の気象観測記録(月別値) (資料:長崎地方気象台)

	<sub>見</sub> 気温(℃)		平均相対湿	平均風速	降水量	日照時間	
月	平均	最高	最低	(%)	(m/s)	(mm)	(h)
1	7.3	10.5	4.2	73	2.2	96.5	59.2
2	8.1	12.3	4.3	64	2.7	77.0	121.5
3	11.7	16.2	7.9	67	2.3	82.0	175.7
4	16.9	21.1	13.4	76	2.3	208.0	131.3
5	20.5	25.1	16.6	73	2.1	287.5	192.4
6	23.1	26.5	20.5	86	2.4	620.0	110.0
7	27.6	31.3	24.9	81	2.5	178.5	220.0
8	29.2	33.7	26.2	72	2.4	34.5	282.0
9	25.4	29.1	22.7	83	2.1	311.0	119.9
10	21.9	25.6	18.9	77	1.9	207.0	111.4
11	14.7	18.7	11.3	75	2.0	107.0	138.8
12	10.7	14.7	7.0	74	2.2	84.0	120.2

#### (3) 人口分布

(資料:住民環境課 調)

					(資料:任氏)	東境課 調)
区分	世帯数		人口		1世帯あたり	人口年平均
区刀	臣'市'致	総数	男	女	人員	増加率
昭和45年度	3,380	14,371	6,984	7,387	4.25	1.9%
50	5,124	19,886	9,712	10,174	3.88	11.1%
55	8,005	29,356	14,398	14,958	3.67	3.3%
60	8,973	31,296	15,199	16,097	3.49	1.6%
平成2年度	10,158	33,735	16,319	17,416	3.32	0.2%
7	11,664	36,169	17,299	18,870	3.10	2.7%
12	14,015	41,076	19,761	21,315	2.93	1.9%
15	14,950	42,723	20,511	22,212	2.86	0.9%
16	15,068	42,728	20,512	22,216	2.84	0.0%
17	15,182	42,568	20,387	22,181	2.80	-0.4%
18	15,248	42,184	20,157	22,027	2.77	-0.9%
19	15,478	42,207	20,127	22,080	2.73	0.1%
20	15,651	42,260	20,179	22,081	2.70	0.1%
21	15,909	42,528	20,281	22,247	2.67	0.6%
22	16,100	42,605	20,343	22,262	2.65	0.2%
23	16,283	42,462	20,267	22,195	2.61	-0.3%
24	16,397	42,397	20,242	22,155	2.59	-0.2%
25	16,511	42,241	20,176	22,065	2.56	-0.4%
26	16,649	42,340	20,205	22,135	2.54	0.2%
27	16,872	42,418	20,280	22,138	2.51	0.2%
28	16,983	42,359	20,224	22,135	2.49	-0.1%
						/ 左击士田士

※住基法の改正により、平成24年度より外国人居住者も含む。

各年度末現在

		現	行 言	十画	の	編	章
頁	編	章	(-) !				
21	1	4	(3)人	口分布			
			現	行言	+ <u>E</u>	亘	

#### 自治会別人口/世帯数

自治会名	男(人)	女(人)	計(人)	世帯数(世帯)
木場	132	150	282	82
大越	104	83	187	69
横平	130	136	266	116
上平	183	208	391	150
下平	354	356	710	266
三根	270	353	623	273
ニュータウン東	519	496	1015	425
ニュータウン中央	495	577	1072	448
ニュータウン西	465	547	1012	445
池山	733	837	1570	622
内園	345	395	740	299
井手本	297	323	620	244
辻後	507	531	1038	419
青葉台	486	585	1071	427
日当野	216	184	400	222
道の尾	526	549	1075	515
高田越	814	919	1733	751
百合野	692	769	1461	615
百合野第1	162	183	345	158
百合野第2	513	602	1115	484
東高田	478	496	974	404
下高田	224	252	476	204
西高田	656	687	1343	561
南田川内	506	575	1081	455
丸田谷	299	333	632	260
丸田アパート	432	394	826	274
皆前	515	579	1094	481
嬉里中央	849	1016	1865	809
定林	301	342	643	267
嬉里谷	439	458	897	352
三彩	715	802	1517	635
上斉藤	156	172	328	136
毛屋白津	172	149	321	119
舟津	204	206	410	164
佐敷川内	356	383	739	282
前田川内・浜崎	512	512	1024	382
岡中央	544	596	1140	435
馬込一本松	89	95	184	77
塩床	78	85	163	58
川頭	3 643	3 696	6	3 538
南陽台			1339	
岡岬 サニータウン南	64	86	150	65
サニータウン牝	433	490 717	923	341
サニータウン東	646		1363	467
緑が丘	88	101	189	65 485
	827	845	1672	
	312	337	649	247
<u>まなび野西</u> まなび野東	564 675	657	1221	488
	675	736	1411	463
北陽台	557	555	1112	325
合計	20,280	22,138	42,418	16,872

平成28年3月末現在

変更する 理 由 数値の更新 変 更 後

#### 自治会別人口/世帯数

自治会名	男	女	計	世帯数
木場	128	146	274	81
大越	94	82	176	70
横平	127	132	259	117
上平	185	210	395	156
下平	344	357	701	267
三根	267	357	624	281
ニュータウン東区	499	485	984	414
ニュータウン中央区	481	571	1052	445
ニュータウン西区	457	529	986	439
池山	757	847	1604	636
内園	342	388	730	304
井手本	300	321	621	248
<u> </u>	510	551	1061	438
青葉台	499	586	1085	427
日当野	219	199	418	235
道の尾	534	563	1097	521
<u> 追の尾</u> 高田越	823	917	1740	762
		760	1442	617
百合野 百合野第1	682 167	182	349	157
百合野第2	508	601	1109	490
東高田	480			
		507	987	399
下高田	218 634	242	460	202 556
西高田 南田川内		679	1313	
丸田谷	513	585	1098	459
丸田分	304	347	651	262
	358	329	687	226
皆前	506	584	1090	477
<u>嬉里中央</u>	865	1027	1892	832
定林	293	326	619	262
嬉里谷	435	452	887	352
三彩	710	784	1494	630
上斉藤	160	171	331	136
毛屋白津	170	150	320	120
舟津	200	209	409	164
佐敷川内	347	382	729	279
前田川内・浜崎	511	517	1028	389
岡中央	539	588	1127	433
馬込一本松	97	96	193	82
塩床	74	84	158	59
川頭	3	3	6	3
南陽台	646	702	1348	545
岡岬	62	89	151	72
サニータウン南	429	484	913	344
サニータウン北	629	693	1322	466
サニータウン東	83	102	185	65
緑が丘	825	839	1664	483
フォーレツインキャッスル	318	346	664	254
まなび野西	570	645	1215	488
まなび野東	660	733	1393	461
北陽台	662	656	1318	378
	20,224	22,135	42,359	16,983

平成29年3月末現在

		現	行計画の編章
頁	編	章	
22	1	4	(3)人口分布
			現行計画

### 郷別人口/世帯数

自治会名	男(人)	女(人)	計(人)	世帯数(世帯)
本川内郷	397	402	799	289
平木場郷	496	516	1,012	382
三根郷	2,122	2,288	4,410	1,644
吉無田郷	4,028	4,559	8,587	3,364
高田郷	5,606	6,029	11,635	4,885
丸田郷	1,365	1,433	2,798	1,081
嬉里郷	2,731	3,098	5,829	2,447
斉藤郷	389	384	773	308
岡郷	1,908	2,038	3,946	1,522
まなび野(1, 2, 3丁目)	1,238	1,391	2,629	950
合計	20,280	22,138	42,418	16,872

H28.3月末現在

変更する理由	数値の更新、郷名の追加
	変更後

郷名	男(人)	女(人)	計(人)	世帯数(世帯)
本川内郷	376	391	767	288
平木場郷	492	517	1,009	390
三根郷	2,083	2,273	4,356	1,637
吉無田郷	4,028	4,534	8,562	3,399
高田郷	5,117	5,568	10,685	4,642
丸田郷	1,299	1,387	2,686	1,038
嬉里郷	2,649	3,009	5,658	2,414
斉藤郷	395	387	782	310
岡郷	1,894	2,037	3,931	1,539
まなび野(1, 2, 3丁目)	1,229	1,376	2,605	948
北陽台(1, 2, 3丁目)	662	656	1,318	378
合計	20,224	22,135	42,359	16,983

H29.3月末現在

		現	行 計 画 の 編 章
頁	編	章	(-) M M M M M M M
24	1	4	(5) 鉄道、港湾の位置等
			現 行 計 画

港湾は、長与川の下流にあり、長崎県の委託を受けて、本町が使用に関する管理をしています。

また、長与港西側埋立地からは、長崎空港(大村市)への連絡高速船が運航されています。

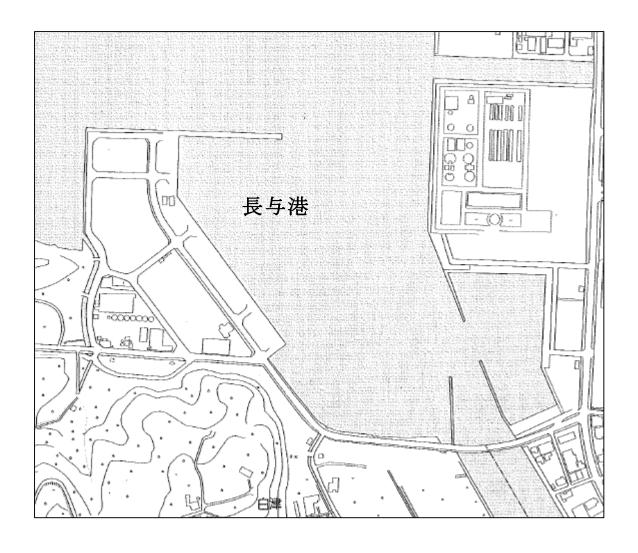


文言の削除、図面の変更

#### 変 更 後

港湾は、長与川の下流にあり、長崎県の委託を受けて、本町が使用に関する管理をしています。

また、長与港西側埋立地からは、長崎空港(大村市)への連絡高速船が運航されています。



		現	行 計 画 の 編 章
頁	編	章	
46	2	2	6 (1)生活関連等施設の把握等
			現行計画

## 【生活関連等施設の種類及び所管省庁、所管県担当部局】

国民保護	各号	施設の種類	所管省庁名	所管県担当部局
法施行令				
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省	_
	2 号	ガス工作物	経済産業省	_
	3 号	取水施設、貯水施設、浄水施設、	厚生労働省	環境部
		配水池		_
	4 号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省	_
	5 号	電気通信事業用交換設備	総務省	_
	6 号	放送用無線設備	総務省	_
	7 号	水域施設、係留施設	国土交通省	土木部
	8 号	滑走路等、旅客ターミナル施設、	国土交通省	土木部
		航空保安施設		
	9 号	ダム	国土交通省	土木部
			農林水産省	農林部
第28条	1号	危険物	総務省消防庁	防災危機管理監
	2 号	毒劇物 (毒物及び劇物取締法)	厚生労働省	福祉保健部
	3 号	火薬類	経済産業省	防災危機管理監
	4 号	高圧ガス	経済産業省	防災危機管理監
	5 号	核燃料物質(汚染物質を含む。)	文部科学省	_
			経済産業省	
	6 号	核原料物質	文部科学省	_
			経済産業省	
	7 号	放射性同位元素(汚染物質を含む	文部科学省	_
		。)		
	8号	毒劇薬 (薬事法)	厚生労働省	福祉保健部
			農林水産省	農林部
	9号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省	_
	10号	生物剤、毒素	各省庁(主務大臣	_
			)	
	11号	毒性物質	経済産業省	_

## 機関の名称の変更

変更後

## 【生活関連等施設の種類及び所管省庁、所管県担当部局】

国民保護	各号	施設の種類	所管省庁名	所管県担当部局
法施行令				
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省	_
	2 号	ガス工作物	経済産業省	_
	3 号	取水施設、貯水施設、浄水施設、	厚生労働省	環境部
		配水池		_
	4 号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省	_
	5 号	電気通信事業用交換設備	総務省	_
	6 号	放送用無線設備	総務省	_
	7 号	水域施設、係留施設	国土交通省	土木部
	8 号	滑走路等、旅客ターミナル施設、	国土交通省	土木部
		航空保安施設		
	9 号	ダム	国土交通省	土木部
			農林水産省	農林部
第28条	1号	危険物	総務省消防庁	<mark>防災</mark> 危機管理監
	2 号	毒劇物(毒物及び劇物取締法)	厚生労働省	福祉保健部
	3 号	火薬類	経済産業省	<del>防災</del> 危機管理監
	4 号	高圧ガス	経済産業省	<del>防災</del> 危機管理監
	5 号	核燃料物質(汚染物質を含む。)	原子力規制委員会	_
	6 号	核原料物質	原子力規制委員会	_
	7号	放射性同位元素(汚染物質を含む 。)	原子力規制委員会	_
	8 号	毒劇薬 (薬事法)	厚生労働省	福祉保健部
			農林水産省	農林部
	9 号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省	_
	10号	生物剤、毒素	各省庁(主務大臣	_
			)	
	11号	毒性物質	経済産業省	_

		現	行 計 画 の 編 章
頁	編	章	
54	3	2	1 (1)町対策本部の設置の手順
			現行計画

#### ④ 町対策本部の開設

町対策本部担当者は、原則として役場2階第1、第2会議室に町対策本部を開設するとともに、町対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する(特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認)。

町長は、町対策本部を設置したときは、町議会、<mark>長崎県危機管理防災課</mark>、長崎振興局、時津警察署、長崎市消防局北消防署浜田出張所、陸上自衛隊第 16 普通科連隊に町対策本部を設置した旨を連絡する。

機関の名称の変更

変 更 後

#### ④ 町対策本部の開設

町対策本部担当者は、原則として役場2階第1、第2会議室に町対策本部を開設するとともに、町対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する(特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認)。

町長は、町対策本部を設置したときは、町議会、<mark>長崎県危機管理監危機管理課</mark>、長崎振興局、時津警察署、長崎市消防局北消防署浜田出張所、陸上自衛隊第 16 普通科連隊に町対策本部を設置した旨を連絡する。

		現	行 計 画 の 編 章	
頁	編	章		
55	3	2	1 (1)町対策本部の設置の手順	
現行計画				

#### ⑥ 本部の代替機能の確保

町は、町対策本部が被災した場合等町対策本部を町庁舎内に設置できない場合に備え、町対策本部の予備施設をあらかじめ指定する(第1順位、第2順位など)。なお、事態の状況に応じ、町長の判断により下記の順位を変更することを妨げるものではない。

#### (第1位) 長与町浄水場 (第2位) 長与町ふれあいセンター

また、町区域外への避難が必要で、町の区域内に町対策本部を設置することができない場合には、知事と町対策本部の設置場所について協議を行う。

順位、機関の名称の変更

変 更 後

#### ⑥ 本部の代替機能の確保

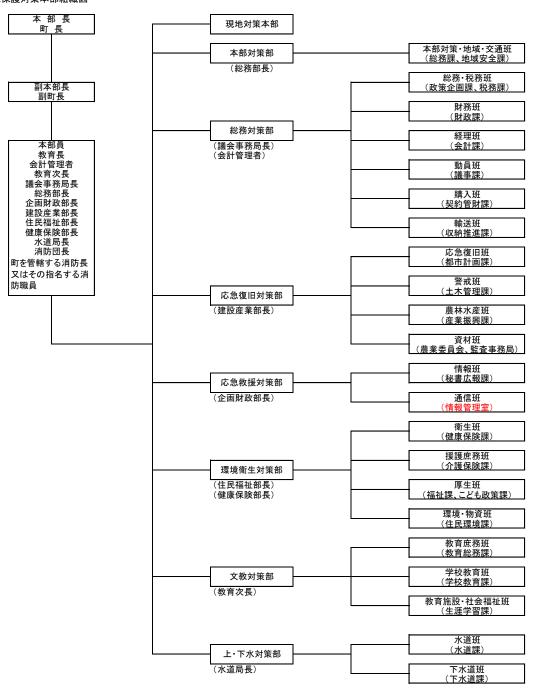
町は、町対策本部が被災した場合等町対策本部を町庁舎内に設置できない場合に備え、町対策本部の予備施設をあらかじめ指定する(第1順位、第2順位など)。なお、事態の状況に応じ、町長の判断により下記の順位を変更することを妨げるものではない。

#### (第1位) 長与町ふれあいセンター (第2位) 長与町浄化センター

また、町区域外への避難が必要で、町の区域内に町対策本部を設置することができない場合には、知事と町対策本部の設置場所について協議を行う。

		現	行	計画	の	編	章	
頁	編	章		(a) m-1	forta I	-lun -	(a) (de) (de) ( ) = 2	
56	3	2	1	(3) 町亥	策本	部の	組織構成及び機能	
	現行計画							

#### 長与町国民保護対策本部組織図

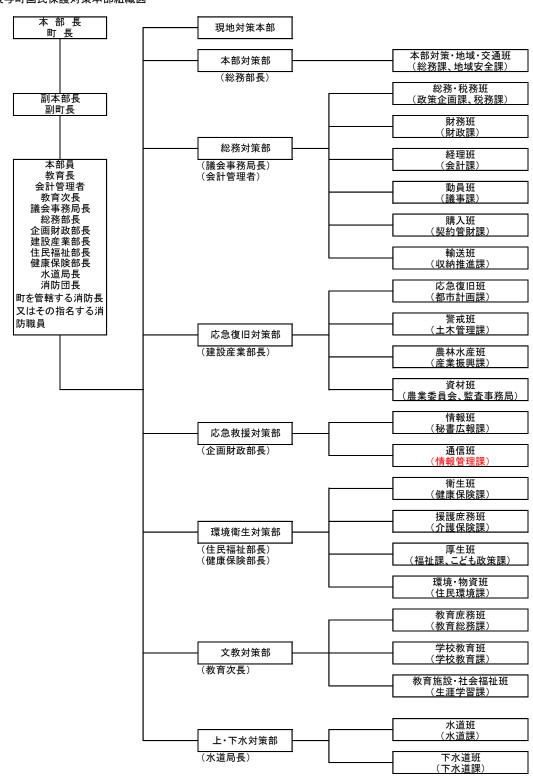


※ 町対策本部における決定内容を踏まえて、各部課室において処置を実施するものとする。(町対策本部には、各部課室から支援要員を派遣して、円滑な連絡調整を図る。)

長与町組織規則の改正に伴う課の名称の変更

#### 変 更 後

#### . 長与町国民保護対策本部組織図



※ 町対策本部における決定内容を踏まえて、各部課室において処置を実施するものとする。(町対策本部には、各部課室から支援要員を派遣して、円滑な連絡調整を図る。)

		現	行	計	画	の	編	章
頁	編	章		(-)	m 1.1	foto I	Lee -	(A)
58	3	2	1 (3)町対策本部の組織構成及び機能					
	現行計画							

## 長与町国民保護対策本部編成及び事務分掌

応急	救援	企画財政部	情報班	秘書広報課長	・被災状況や町対策本部における活
3	対策	長			動内容
部					の公表。
					・報道機関との連絡調整と資料、情
					報の提
					供に関すること。
					・広報に関すること。
					・武力攻撃災害写真の撮影及び収集
					に関す
					ること。
			通信班	情報管理室長	・通信回線や通信機器の確保。

長与町組織規則の改正に伴う担当課長の名称の変更

### 変 更 後

## 長与町国民保護対策本部編成及び事務分掌

部 情報班	秘書広報課長	・被災状況や町対策本部における活
		動内容
		の公表。
		・報道機関との連絡調整と資料、情
		報の提
		供に関すること。
		・広報に関すること。
		・武力攻撃災害写真の撮影及び収集
		に関す
		ること。
通信班	情報管理課長	・通信回線や通信機器の確保。

		現	行 計 画 の 編 章
頁	編	章	Arte and the state of the state
69	3	4	第1 2 警報内容の伝達方法
			現行計画

- (1) 警報の内容の伝達方法については、当面の間は、現在町が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行う。
  - ① 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に町が含まれる場合

この場合においては、原則として、全国瞬時警報システム(J-ALERT)を活用し同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、その他の情報伝達手段も活用し、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

- ② 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に町 が含まれない場合
  - ア この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無 線やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。
  - イ なお、町長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に 周知を図る。

また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。

(2) 町長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。

この場合において、消防本部は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や災害時要配慮者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配意する。

また、町は、県警察の交番、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。

- (3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、災害時要配慮者について、防災・福祉部局との連携の下で避難支援プランを活用するなど、災害時要配慮者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。
- (4) 警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方に おいて、原則として、サイレンは使用しないこととする。(その他は警報の発令 の場合と同様とする。)

表題の追加、文言の修正

#### 変 更 後

#### (1) 町が保有する手段による伝達

警報の内容の伝達方法については、当面の間は、現在町が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行う。

① 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に町が含まれる場合

この場合においては、原則として、全国瞬時警報システム(J-ALERT)を活用し同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、その他の情報伝達手段も活用し、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

- ② 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に町が含まれない場合
  - ア この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無 線やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。
  - イ なお、町長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に 周知を図る。

#### (2) 関係機関による伝達

町長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。

この場合において、消防本部は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、自治会や災害時要配慮者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配意する。

また、町は、県警察の交番、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用 した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図 る。

#### (3) 要配慮者等に対する伝達

警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、災害時要配慮者について、防災・福祉部局との連携の下で避難支援プランを活用するなど、災害時要配慮者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。

#### (4) 警報の解除の伝達

警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする。(その他は警報の発令の場合と同様とする。)

		現	行 言	計 匪	町 の	編	章
頁	編	章	http:		(0)	14 44//	
72	3	4	第 2	2	(2) j	<b>壁難実</b>	<b>E施要領作成の際の主な留意事項</b>
			現	行	計	画	

#### ③ 一時集合場所及び集合方法

避難住民の誘導や運送の拠点となるような、一時集合場所等の住所及び場所名 を可能な限り具体的に明示するとともに、集合場所への交通手段を記載する。

#### 【例】

集合場所:長与町〇〇郷〇〇番〇〇号の〇〇小学校グラウンドに集合する。集合にあたっては、原則として徒歩により行なう。必要に応じて、自動車等を使用するものとし、要援護者については自動車等の使用を可とする。

#### ⑤ 集合にあたっての留意事項

集合後の自治会や近隣住民間での安否確認、<mark>要避難援護者</mark>への配慮事項等 集合にあたっての避難住民の留意すべき事項を記載する。

#### 【例】

集合にあたっては、高齢者、障害者等<mark>要援護者</mark>の所在を確認して避難を促すとと もに、集合後は、避難の単位ごとに不在確認を行ない、残留者等の有無を確認す る。

変更す	る
理	由

用語の修正

#### 変 更 後

#### ③ 一時集合場所及び集合方法

避難住民の誘導や運送の拠点となるような、一時集合場所等の住所及び場所名 を可能な限り具体的に明示するとともに、集合場所への交通手段を記載する。

#### 【例】

集合場所:長与町〇〇郷〇〇番〇〇号の〇〇小学校グラウンドに集合する。集合にあたっては、原則として徒歩により行なう。必要に応じて、自動車等を使用するものとし、要配慮者については自動車等の使用を可とする。

#### ⑤ 集合にあたっての留意事項

集合後の自治会や近隣住民間での安否確認、<mark>災害時要配慮者へ</mark>の配慮事項等集合にあたっての避難住民の留意すべき事項を記載する。

#### 【例】

集合にあたっては、高齢者、障害者等<mark>要配慮者</mark>の所在を確認して避難を促すとと もに、集合後は、避難の単位ごとに不在確認を行ない、残留者等の有無を確認す る。

		現	行言	計 诓	画 の	編	章
頁	編	章	tota -		( - ) \ \		Warrier Walland
74	3	4	第 2	2	(3)避	難実	施要領作成における考慮事項
			現	行	計画	亘	

⑥ 要援護者の避難方法の決定(災害時要配慮者支援班の設置)

変更する理由	用語の修正				
		変	更	後	

⑥ 災害時要配慮者の避難方法の決定(災害時要配慮者支援班の設置)